**輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕**

本シートは外国出張をするときに使用する事前確認シートです。出張者の所属，氏名を記入し，設問１～３を必ずチェックしてください。各設問において，該当する場合は□にチェックを入れてください。 また，装置や試料を携行または別送する場合，技術を提供する場合には，その名称，概要等を記入してください。

渡航せずリモートによる国際学会等において発表を行う場合は，〔技術の提供，貨物の輸出用〕の事前確認シートを使用してください。

１　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入日　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属 | 学部・学科 | 学部　　　　　学科 |
| 専攻・研究室等 |  |
| 申請者資格・氏名 |  |
| □　日本大学安全保障輸出管理ハンドブック及び安全保障輸出管理手続きマニュアルを熟読の上，理解しましたので申請します。 |
| 連絡先 | 電話Email |

２　出張先の国名及び訪問機関等

　国　　　名〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　訪問機関等〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

３　出張予定期間　　　　　　年　　　月　　　日　　～　　　　年　　　月　　　日

設問１　装置や試料の携行又は別送（貨物の輸出）を行いますか？

外国出張で装置や試料の携行又は別送を行うか否かチェックしてください。

以下では「装置や機器，試料等」を「貨物」と記しています。

□①　外国に持ち出す貨物はない。（パソコン，携帯電話，携帯端末機器，カメラも持ち出さない。）

□②　市販されている一般的な仕様のパソコン，携帯電話，携帯端末機器，カメラなど一般的な事務機器を自己使用のためにのみ持ち出す。これら以外の貨物は外国へ持ち出さない。

□③　外国へ貨物を持ち出す。（市販されている一般的な仕様のパソコン，携帯電話，携帯端末機器，カメラなど一般的な事務機器で自己使用のためにのみ持ち出すものを除く。）

（１）『持ち出す貨物』の種類をチェックしてください。

□装置，機器又は部品　□核燃料物質又は核原料物質

□微生物　　□遺伝子　　□抗体 　　□細菌製剤 　　□ベクター，ウイルス，細胞株

□化学製剤　□ 毒素 　　□金属試料（粉末も含む）　□その他

（２）『持ち出す貨物』は，自作品（自分で製作した機器や試料等）ですか，又は購入品ですか？

□自作品　　□ 購入品　　□ 購入品に，変更，改造等を施したもの

上記の③にチェックした場合は，貨物の名称，概要等を以下に記入してください。仕様の分かるカタログ等の添付も可です。多種多様な貨物を多数持ち出す場合など個々の貨物について記述できない場合はその旨を記入してください。

貨物の名称，仕様，数量，用途，概要等

設問２　技術の提供を行いますか？

技術の提供を行うか否かチェックしてください。装置や機器の使用・操作方法の説明や，コンピュータ・プログラムの提供も技術の提供となりますので注意してください。

**□**　**技術の提供を行わない。** →以下を確認し，該当すれば，□にチェックしてください。

□①　技術を記録した資料又はＵＳＢメモリ等の記録媒体を携行しない。

□②　技術を記録した資料又はＵＳＢメモリ等の記録媒体を携行するが，これらは自己のみが使用し，外国でその技術の開示，説明等を行うことはなく，その資料や記録媒体等を譲渡することもない。

□③　外国の人（非居住者）へ技術を(資料等を使用せず）口頭のみで説明することも行わない。

* **技術を提供する。** → 以下を確認し，該当すれば，□にチェックしてください。

□①　提供する技術はすべて公知である。

（既に公に開示された論文，市販の書籍，教科書等は公知である）

□②　技術を公知とするために提供する。（学会等で技術を広く公にするために発表する

等）

□③　工業所有権を申請するために，必要最低限の技術を開示する。

□④　未公開の（未だ公知でない）技術を特定の相手先や研究者等に提供，開示する。

□⑤　装置や機器の輸出に際して，使用，操作のための説明書や技術資料を提供する。

又は，相手先に口頭で説明する。

□⑥　一般に市販されていないコンピュータ・プログラムを提供する。

□⑦　一般に市販されていないコンピュータ・プログラムの使用説明書等の資料を提供す

る。

技術を提供する場合は，その名称，概要を以下に記入してください。参考となる論文や資料があれば添付してください。

技術の名称，概要

設問３　出張先で訪問する組織 （国際会議出席等の出張で特定の組織を訪問しない場合は，チェックは不要です。）

以下の①～③に該当するか確認してください。

① 訪問先の組織が兵器等の開発，製造，貯蔵を行っていることが入手した文書等に記載されている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□はい 　□いいえ

② 訪問先の組織は，軍隊・警察（国境警備隊，海上保安等を含む）又は軍事関連企業等である。

□はい 　□いいえ

③ 訪問先の組織に貨物又は技術を提供する予定であり，かつ，それらが下記の用途に使用される，又はその疑いあることを入手した文書等によって知っている。

（１）兵器等の開発等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　□はい 　□いいえ

（２）核融合に関する研究，核燃料物質や原子炉等の開発，製造，使用等　□はい 　□いいえ

（３）軍用に用いる化学物質，微生物，毒素やロケットの開発，製造又は宇宙に関する研究

　　　　□はい 　□いいえ

以下は輸出管理窓口の担当者の確認欄です。

【設問１の回答】 ③がチェックされている場合，貨物はリスト規制に該当するか？

 　　　　　　　　□該当　 □非該当　□不明あるいは疑問あり

【設問２の回答】 技術を提供し，④～⑦がチェックされている場合，技術はリスト規制に該当するか？

□該当　 □非該当　□不明あるいは疑問あり

【設問３の回答】 a) 　□「はい」が１個以上ある。　 b)　□ すべて「いいえ」である

【訪問国】

Ａ）□アフガニスタン　　　　□アラブ首長国連邦　　　□イエメン

□イスラエル　　　　　　□イラン　　　　　　　　□インド

□エジプト　　　　　　　□シリア　　　　　　　　□パキスタン

□レバノン　　　 □ロシア 　　　 　　□台湾

□中国(香港含)　　　　　□北朝鮮

Ｂ）□イラク　　　　　　□コンゴ民主共和国　　□南スーダン　　□スーダン

　　□ソマリア　　　　　□中央アフリカ　　　　□リビア

Ｃ）上記のＡ），Ｂ）以外の国・地域（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

Ａ）にチェックの場合，訪問先は外国ユーザーリストに掲載されているか？

□掲載あり　　　□掲載なし

設問１又は設問２のいずれかで「該当」又は「不明あるいは疑問あり」にチェックした場合，その他の懸念がある場合，若しくは設問３の回答でａ）をチェックした場合，又は訪問国についてＡ）の国をチェックし，訪問先が外国ユーザーリストに掲載されている場合，あるいはＢ）の国にチェックした場合，本確認シートを研究推進部知財課に送付し相談してください。

外国ユーザーリストは経済産業省の最新版を，

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#gaikokuuserlist で参照してください。

上記の事前確認内容を確認し，以下のとおり判定します。

* 取引可　　　　　　　□「審査票」の起票を要する

（

|  |
| --- |
| 部科校責任者 |
| 年　　月　　日 |